

別記

介護保険制度の改善を求める意見書

5月に「改正」介護保険法が成立し、現役並み所得者の利用料3割化、生活援助の人員基準の引き下げやその他の介護サービスの「適正化」として、市町村を介護費用の削減に駆り立てる仕組みづくりなど、新たな負担増とサービスの削減が盛り込まれた。

地域では、前回の法「改正」の影響が深刻化。「利用料が1割から2割になり、訪問介護とデイケアの利用を半分に減らした」「自宅での介護は限界、特養に入所できず、家族が仕事を辞めて介護」など、新たな介護困難が生じている。

事業所は介護報酬の大幅な引き下げにより、倒産件数が過去最高、廃業する小規模事業所が相次いでいる。地域の介護サービス基盤そのものを大きく揺るがしている。

さらに介護現場では、職員を募集しても応募がなく人手不足が常態化・深刻化している。原因は、介護職の給与が全産業平均と比べて月10万円もの低水準や人手不足による過重労働にある。介護福祉士養成校では学生が集まらず、定員の削減や、廃校する養成校も出ており、制度の維持存続に不安が広がる。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いであることから、以下の改善を要望する。

記

1. 新たな給付削減・負担増方針は行わないこと。

現役並み所得者の利用料の3割負担実施を見直し、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げは行わないこと。

要介護1、2の生活援助サービスを継続すること。

2. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
3. 介護従事者の処遇を大幅に改善し、人手不足の抜本的な解決を図ること。そのための財源は、一般財源で確保すること。
4. 政府の責任で必要な財源を確保すること。社会保障費の削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 野田聖子 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会